



Japanese Welfare Society in Australia

Hope Connection Newsletter No. 29

ホープコネクションニュースレター第 29号 発行日2004年4月1日 発行者 Hope Connection Inc.
住所 / 郵便宛先 c/o Migrant Resource Centre, 40 Grattan St. Prahran VIC 3181 電話 (電話相談兼用) 0408-574-824
* Hope Connection Inc. はビクトリア州政府に登録された非営利非宗教の社会福祉団体です *
ホームページ : <http://members.optushome.com.au/hopec> e-mail: hopec@optushome.com.au

ホープコネクションからのごあいさつ

メルボルンもデイルイトセイビング(夏時間)が終わり本格的な秋に入りました。今までは仕事が終わって帰ってきて、庭仕事が出来ると思っていたのが急に暗くなってしまい、また学生の方は帰宅時間も早まったのではないのでしょうか？

ここメルボルンは公園が多いことでも有名です。秋には天候が落ち着くので健康の為にジョギングをしたり、植物をゆっくり見たり、公園内のカフェテリアでリラックスされてはいかがですか？

ところで総領事館からのお知らせを読みますと、最近スリ、引ったり、置き引きの被害が多いとありました。実は筆者の家族もバックをレストランのテーブルの下に置いて、置き引きに遭いました。また、友人宅も泥棒に入られ、DVD、ビデオデッキ、電子辞典、

アクセサリー、現金等大きなバックに入る位の物を盗まれました。小型の電化製品でセカンドハンドショップに売りやすい物が盗まれるようです。カメラ類、ラップトップ等は高価なので狙われがちです。メルボルンは世界で一番住みやすい都市に選ばれているのですが、やはり日ごろから安全対策に気を使うことが大切だと思います。

5月には恒例のカルチャースクール「メルボルンによこそ：新来豪者のための生活情報案内」が予定されております。詳細は、最終ページをご覧ください。こちらに来られたばかりの方にメルボルンの生活に必要な情報をご提供しますので、是非ご参加下さい。

オーストラリアのファミリーロー(家族法)： ケーススタディを通して 弁護士 Timothy McDonald

法律の世界においては「法律を知らなかったではすまされない」ということがよく言われます。一方で法律を知らなかったがために罪から逃れられることもあり、法律を知らないほうが得だと思われるかもしれません。しかし、家族に関する法律的問題において、あなたとあなたのお子さんの将来を決めるような場合、法律を知らないということは不利になるのです。自分の法的権利を知っておくことは、これから婚姻関係を結ぼうとしている方にとっても大切なことです。ご自身だけでなく、お子さんについても最善の選択ができることになるのですから。

多くの日本人の方々が、渡豪前あるいは渡豪後に婚姻関係に係るようになります。不幸にも破綻してしまう場合もあります。私の経験上、残念ながらこの様な方々の多くはオーストラリアのファミリーロー(家族法)をご存じないため、十分な情報に基づいてご自分の将来を決めることができずにいらっしやいます。

今日はオーストラリアのファミリーロー(家族法)の基本的な原則をいくつかの例をあげてご説明したいと思います。

ファミリーローの三つの主な領域

- ・ 財産分割

- ・ 子どもの養育権
- ・ 子どもの養育費

オーストラリアでは夫婦間で合意が得られない場合、オーストラリアの家庭裁判所で決定がなされます。メルボルンの家庭裁判所は、La Trobe St. と William St.の角にあります。オーストラリアでは1975年から「ノーフォルト(無過失)」ファミリーロー(家族法)システムを採用しています。このシステムは両者のうちどちらに過失があるのかを重要視する日本のシステムとは異なっています。つまり一般的に関係が破綻するときにどちらに過失があるかは必ずしも考慮すべき問題とはならないということです。裁判所の決定は、むしろそれ以外の要素を考慮してなされます。このシステムのメリットについては過去30年間、多くの議論がなされてきましたが、今なお有効な形として存在します。

3つの事例から考える

(事例1) オーストラリア人の夫と離婚し、双子の子どもを引き取りたいのですがどうしたらいいでしょうか？私は数週間以内に永住権を取得予定です。どうやら夫は私が永住権を取得するのが気に入らないらしく、ここ半年にわたって私に暴力を振るい続けています。家

の外では良い夫を演じています。

このケースでは下記の3点が問題となります

a) 離婚の申し立て

b) 子どもの親権

c) 家庭内暴力

a) 離婚の申し立て

オーストラリアでは離婚手続きは比較的簡単に済みます。パートナーのどちらかに過失があって離婚するということを証明する必要はありません。パートナーの承諾を得る必要もありません。裁判所は結婚生活が「修復できないほどに破綻してしまった」ということが、確認できさえすればいいのです。これは二人がよりを戻すことはありえないということです。

二人が12ヶ月以上別々の家に暮らしていることを証明できれば裁判所は関係が修復不可能であるとみなします。各種の裁判用文書に記入し証明します。これらの文書は夫の方に渡されなければなりません。夫の側から異議の申し立てがなく、子ども達がきちんと保護されることが確認できれば、裁判所はたいていの場合離婚を認めます。

b) 子どもの養育権

これは非常に複雑で両親の感情を伴うので決着が難しい問題です。双方が合意できなかった場合、弁護士や裁判所が関わることになります。

裁判所がまず第一に考慮することは何でしょうか？婚姻関係が破綻したのはどちらかに非があるからということでしょうか？実は、裁判所がまず考慮するのは、子どもにとって何が最善であるかです。

これは相手が子どもの養育権をもつべきではないという双方の申し立てが必要となる場合があるため、非常に複雑な問題となります。たとえばこのケースですと、妻は、夫が暴力を振るうので、自分が子どもを引き取ると主張するでしょう。夫が暴力的なので子どもにとっても危険ともいえます。妻は夫の暴力行為はとてつもないので、子どもに全く会うべきではないと主張するかもしれません。一方で夫の方は、もし妻が重いうつ病にかかっていたら、妻が自殺したり子どもを殺したりするかも知れないと主張することも考えられます。

もちろんこれは極端な例です。裁判所は心理学者やカウンセラーのような専門家の意見を考慮することもあります。裁判所はまた子どもの年齢や成熟度に応じて子どもの意見や希望を考慮に入れることもできます。

この例ではどうしたら妻は双子の子どもを引き取ることができでしょうか？明らかな解決法は妻が夫と話し合い、この問題を平和的に解決することです。夫は離婚に同意し子どもと一緒に暮らすことは望まないかも知れませんが、しかしながらこのケースでは夫が暴力的なためこのように平和的に解決することは不可能かもしれません。次の問題点につながってきます。

c) 家庭内暴力

夫が暴力を振るう場合、身体的危機を感じて子どもを置いて家を出る女性もいます。しかしこのために後に養育権が主張しにくくな

ったり、厳しい財政的問題にさらされることになるかもしれません。つまり、妻は夫からの収入源と住む家を失うことになるかもしれないのです。子どもはどこに住むことになるでしょうか。

妻ができることは子どもと家に留まり「インターベンション・オーダー(接近禁止命令)」を得ることです。これはMagistrate Court(簡易裁判所)が出す裁判所命令で、夫に対して妻あるいは子どもに暴力を振るわないよう、そして一定の距離を保つように命令するものです。ほとんどの場合、夫は今まで住んでいた家を出て、一定の距離以上家に近づかないよう要求されます。夫に対して妻に電話をかけたり、いやがらせをしないよう命令することもできます。もし夫がこれらの裁判所命令に違反した場合、刑事犯罪を犯したことになります。警察に逮捕されることもありえます。もし暴力が深刻な場合、それ以前でも逮捕されるかもしれません。家庭内暴力が起ったら直ちに、必ず、警察へ連絡してください。

この間にも家庭裁判所に対して子どもの養育権の申請ができます。これに対して夫は同意するかどうかを決めます。ほとんどの場合、夫はたとえば毎週末に子どもとの面会ができるような合意を得ようとしています。

(事例2) 夫が他の女性と浮気をしているので離婚を考えています。夫は子どもの養育費を支払いたくないのに子どもとの面会を希望しています。彼はフルタイムで働いていますが、私はパートタイムです。彼が子どもを引き取りたい場合、私は争うつもりですがパートタイムの仕事しかしていないということで不利になることはあるでしょうか？更に夫と子どもとの面会を完全に拒否することはできるでしょうか？もし日本に帰国したら養育費を受け取ることはできるでしょうか？

このケースの問題は次の2点があげられます。

a) 子どもの養育権

b) 子どもの養育費

a) 子どもの養育権

これも難しい問題で、全ての状況が詳細に審査されるまでは決定がなされません。問題は、子どもにとって最善なことは何かということです。夫が浮気しているという事実は大きな要因にはならないかもしれませんが、もし夫の浮気相手の女性が子どもに会って子どもに良い影響を与えたらそれを理由に夫が子どもの親権を申し出る可能性があります。しかしながらほとんどの場合、子どもはおそらく浮気相手に会ってはいないでしょう。

仕事については、もし妻が全く働いていない場合、夫がフルタイムの仕事をしているという理由から子どもの親権を獲得できる可能性が高いといえます。裁判所は子どもにとって最善なことを考慮しなければならぬことを考えてみてください。これは子どもの年齢にもよります。幼ければ幼いほど子どもは母親に依存しています。母親が子どもの面倒をみたり世話をしたりできる時間が長いほど、一般的には子どもにとってはよいわけで、母親に有利になります。その一方で子どもが幼くなければ子どもの希望を考慮することができます。

夫の子どもとの面会を完全に拒否するのは、一般にとてつ難し

いことです。子どもの人生に父親がかかわることが、子どもの成長にとって重要だという意見が高まってきています。そのため、妻が夫は子どもと会うべきでないと申し立てるには、夫が精神病をわずらっていて子どもにとって危険である、などかなり強力な理由づけが必要です。

b) 子どもの養育費

父親は養育費を支払わずに子どもに会うことは可能でしょうか？もし夫がフルタイムの仕事についていたら養育費を支払わざるをえません。養育費は給料から直接引き落とすこともできます。例えば父親が自営業で収入が少ないことを証明できる場合などは養育費を得ることは難しくなるかもしれません。

(事例3) 日本で結婚し、オーストラリアへ移住した日本人カップルです。二人とも離婚を望んでいますが、そのままオーストラリアに住むつもりです。子どもがおり、誰が子どもの養育権を取り、養育費を支払ことになるのでしょうか？家の名義は二人のものですがどうやって分割したらいいのでしょうか？オーストラリアと日本の法律どちらが適用されるのでしょうか？

このケースでは次の3点が問題になります

- a) 財産の分割
- b) 子どもの養育権
- c) 子どもの養育費

b) & c) 子どもの養育権と養育費

この点については前のケースで述べた通りです。

c) 財産の分割

このケースでは日本の法律が適用されるのでしょうか？オーストラリアの法律は一般的に当事者がオーストラリアに住んでいたり、申請の時点でオーストラリアにいる場合に適用されます。このケースでは二人ともオーストラリアに居住していますので、オーストラリアの家庭裁判所が管轄し、決定権を持つことになります。

財産の分割では裁判所はひとつのことを考慮します。二人が結婚生活にあたって貢献したのは何かということです。ここでの「貢

献」とは何でしょうか？それは経済的なことだけでなく以下のことを含みます。

-) 経済的な貢献
-) 非経済的な貢献
-) 家庭を築く者としての家庭福祉への貢献
-) 各当事者が子どもの養育費を支払っているかどうか
-) 各当事者の収入源
-) 年金受給資格
-) 結婚年数と各当事者の貢献度

このように「貢献」の意味はとても多岐にわたっています。当事者の過失については法律では触れられていません。

おわりに

オーストラリアの家族法における原則をまとめると以下のようになります。

- ・ 財産については当事者各自の貢献度
- ・ 子どもの養育権についてはどうすることが子どもにとって一番いいのかということ、
- ・ 上記と共に、配偶者の慰謝料について、当事者の収入や経済的資源、当事者の健康、子どもの養育やその他関連のある状況についての必要な取り決め

離婚の際に生じる全ての問題が裁判所で解決されるわけではありません。ほとんどが両者の合意によって解決されるのです。裁判所は当事者に結婚の破綻を避けるためにカウンセラーと共に話し合いの機会を持つことをすすめます。しかし離婚する場合、当事者の方は最終的な判断を下す前に弁護士を通じてご自分の権利・責任・資格を幅広く理解しておくべきです。

(なおこの記事は、去る2月21日に開催されたホープコネクション、カルチャースクールにてマクドナルド弁護士の話された原稿を元にボランティアの方に翻訳をお願いし、ホープコネクションニュースレター編集部が構成まとめをしました。)

日系コミュニティ団体紹介: Japanese (又は Hawthorn) Go Club

私たちの囲碁クラブは、かつてメルボルン日本人会文化活動の一つとして市内の商工会議所にあった囲碁クラブが、熱心だった駐在員の方々の帰国などの理由により自然消滅した形になったため、永住者の私共が後を引き継いであらたに組織したものです。移住者の多くは、元々ここにあったオーストラリア人主導の「メルボルン囲碁クラブ」のメンバーでもあったのですが、商工会議所の方々の了解のもと碁盤碁石、備品、雑誌等を引き取り、「日本人囲碁クラブ」と名付けて Hawthorn East に碁会所を開きました。

私たちのクラブは、全てボランティアで運営されていますが、会場費として、一回につき大人5ドル、学生3ドルをいただいています。

クラブ開設から2年近くになりましたが、碁会所が、Auburn 駅前

という地理的好条件もあり、今では毎週15名前後がにぎやかに打っています。日本人メンバーは会社駐在員、学生、旅行者、リタイアメントでの来豪の方など多彩です。また、大人気漫画「ヒカルの碁」はこちらで学ぶアジア系の学生やオージー学生にも影響を与えているようで、最近はこれら学生の方が多くなってきています。

勿論ユーカリ、サザンスカイ、伝言ネット、この度のホープコネクション等日本語メディアで紹介していただき、感謝しております。

オーストラリア各都市にそれぞれクラブがあり、愛好者は約1000人ぐらいでしょうか。各州で大会もありますし、全国大会もあります。2年に一度の TOYOTA DENSO カップが1月プリズベンで、そして毎

年 NEC カップが、ここメルボルンで開かれ、今年は4月24、25日に第8回目が St Kilda で開かれます。

今はインターネットで暮も打てますし、様々なソフトもあり、どの遠隔地にいても、世界中の人といつでも遊べます。しかし、やはりじかに向き合ってやる暮は、いいものです。初心者大歓迎ですので、ご関心のある方は、私共にぜひご連絡ください。

以下は主な連絡先と website です。

Japanese Go Club

Scout Hall, 13 Victoria Rd. Hawthorn East (Auburn 駅前)

毎週木曜日 7:00PM 11:00PM

代表 永見博義 Tel: 03-9727-3388

Melbourne Go Club

Almazett Lebanese Restraunt, 210 Balaclava Rd. Caulfield

毎週火曜日 6:00PM late

代表 Brad Melki Tel: 03-9523-7145

Australian Go Association <http://www.australiango.asn.au>

暮を打ちたいときは

Nihonkiin(日本棋院)

<http://www.nihonkiin.or.jp>

KGS

<http://kgs.kiseido.com>

カルチャースクール 第29回 「メルボルンによろこそ。新来者者のための生活情報案内」

毎回ご好評を頂いているホープコネクション・カルチャースクール。今回は5月恒例の新しくメルボルンにいらした皆様のための生活情報セミナーを開催します。明日からの安全で快適な生活に役立つ情報が満載です。日本との違いに焦点を当てているいろいろなヒントをご紹介します。ご家族連れでの参加も歓迎いたします。

日時: 5月22日(土)午前10時30分~午後0時30分

場所: Grattan Gardens Community Centre

40 Grattan Street Prahran 3181

内容: メルボルンでの生活を暮らしやすくするために必要な実的な情報やヒントを集めました。

公共交通機関の使い方、通訳サービス、教育、医療システム、買い物、銀行、住宅、運転 etc.

ご質問にもホープコネクションが総力を上げてお答えいたします。

費用: 一人5ドル(コーヒー・紅茶、資料付)

お申し込み・お問い合わせ: 0408-574-824 日本語電話相談(月~金曜日 10時~15時)まで。

または、E-mail: hopec@optushome.com.au まで。

チャイルド・ケアご希望の方、こんなことが聞きたいとご希望などありましたら、お申し込みの際にお知らせください。

会場・資料準備のため事前の申し込みをお願いいたします。当日の午後9時以降、0408-574-824 にて当日参加の受付もいたしますが、資料がお渡しできない場合もありますことをあらかじめご了承下さい。

翻訳・通訳ボランティアを募集しています

翻訳・通訳のボランティアをしてくださる方はいらっしゃいませんか。こちらの専門家の方にカルチャースクールの講師をお願いしたり、ニュースレターに原稿を寄せていただくことが度々あります。そのお手伝いをしてくださる方を募集しています。翻訳・通訳の勉強をかねてチャレンジしてみませんか。お問い合わせ: 0408-574-824 日本語電話相談(月~金曜日 10時~15時)まで。

または、E-mail: hopec@optushome.com.au まで。

ホープコネクション電話相談のご案内

ホープコネクションでは、96年8月より日本語での電話相談を行っています。生活の中での困りごとのある方、相談相手のない方、悩み事を誰かに聴いてもらいたい方、お電話をいただければ、訓練を受けたボランティアの相談員が一緒に考えます。内容によっては専門家にご紹介もいたします。さらに現在ではマイグランドリソースセンター(移民のための窓口となる公共団体)をはじめとする、オーストラリアのサービス機関とも協力、連携を深め、ネットワークを広げています。電話は匿名で構いません。秘密は厳守致します。

電話番号: 0408-574-824 受付時間: 月~金曜日 午前10時~午後3時まで

(相談は無料ですが、携帯電話を使用しているため、時間単位の通話料金がかかります)

- *Special Thanks to* - 庭野平和財団、Good Neighbours Trust Fund、South Central Region Migrant Resource Centre、Moshi-Moshi ページ Pty Ltd.、メルボルン在住匿名希望の方、Victoria Multicultural Commission、伝言ネット、ユーカリ出版、Southern Sky、Education Logistics、J C V、豪日協会、佐川義人、Timothy McDonald、Michal Morris、洋子マフィー、NEC、メルボルン日本人会、大隈良議、Sandra Roeg、SBS 日本語放送、天野行哲、加茂前千代、Christine J. Rodan、吉澤通明、山本和儀、Mark Preston、Stacey Steele、鈴木月子、田村真美(敬称略・順不同)